

個票 19 猛禽類の繁殖地周辺における配慮対策〔森 2(2)④1-1〕

(2011年作成)

配慮の視点	種の多様性への配慮	配慮項目	野生生物の生息・生育環境の保全・創出		
配慮事項	騒音などの防止				
配慮事例	生物の繁殖時期や集団渡来時の工事内容の検討				
内容	<p>●猛禽類の繁殖地周辺における配慮対策</p> <p>【解説】</p> <p>野生動物の繁殖や採餌行動などは、工事や自動車走行に伴う騒音、振動、あるいは人の活動によって妨害され、生息条件が揃っていても人為的攪乱のある地域を回避したり、営巣を中止することもあります。</p> <p>したがって、地域に生息する生物の繁殖時期や集団渡来時期を十分に把握し、必要に応じて工事実施期間や立ち入り制限区域の設定や、低騒音・低振動の重機の使用なども検討します。</p> <p>【具体的な工法・配慮事項】</p> <p>●猛禽類の保護区域の大きさ</p>				
			繁殖地点周辺における保護区域の大きさ (巣からの半径距離m)		
	種名	生活	環境保護区域	立入規制区域	環境管理区域
	イヌワシ	11~1月造巣期、1~3月抱卵期、 3~5月巣内育雛期	1,200~2,000	1,200	5,000
	クマタカ	1~3月造巣期、3~5月抱卵期、 4~7月巣内育雛期	300~1,200	1,200	2,500
オオタカ	2~4月造巣期、4~6月抱卵期、 5~7月巣内育雛期	200	300	1,000	
<p>注) 環境保護区域:原則として環境変化を避ける区域 立入規制区域:特に繁殖期など特定の時期に立入などを禁止する区域 環境管理区域:環境変化を一定レベル以内に規制する区域</p>					
<p>対象とする種の繁殖時期などを基に工事実施期間や立ち入り制限区域を設定します。</p>					

## ●低騒音・低振動の重機や工法の使用

施工機械	主要機械名	騒音・振動除去・緩和方法
掘削運搬機械	ブルドーザー	○エンジンに防音カバー、消音器の取付け ○エンジンを電動モーターにする ○タイヤ式にする
掘削機械	クローラー式ショベル	○防音カバー、消音器の取付け ○エンジンを電動モーターにする ○タイヤ式・ホイール式油圧ショベルを使用
積み込み機械	クローラー式ローダー	○防音カバー、消音器の取付け ○エンジンを電動モーターにする ○タイヤ式・ホイール式ローダーを使用する
運搬機械	ダンプトラック	○排気マフラーの取付け ○ベルトコンベヤー、パイプラインの適用
クレーン物上機械	トラッククレーン	○クレーン用エンジンを電動化する ○油圧式クレーンを適用する
締固め機械	ロードローラー バイブレーションローラー	○タイヤ式ローラーを適用する
せん孔機械	さく岩機	○防音カバーの取付け ○油圧化を図る ○他の静的破壊機械を適用する
コンクリート機械	トラックミキサーコンクリートポンプ	○装備動力伝送装置(歯車など)に消音器を取り付ける
コンプレッサー	定置式コンプレッサー ポータブルコンプレッサー	○防音建屋の設置、防振ベースの据付け ○防音カバーの取付け、電動モーターの使用

低騒音、低振動の施工方法や低騒音型建設機械を選択すべきことなどを「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」として定めており、所要の条件を満足したものを、低騒音型建設機械として指定しています。

## ●コンディショニングの実施

- ①新たな建設機械を使用する際や、大きな騒音が発生する工事を開始するにあたって、当該工事に対して猛禽類を徐々に馴れさせることを目的して、影響を確認しながら段階的に工事を本格化する手法。
- ②コンディショニングの実施にあたっては、当初は短時間かつ小規模な工事から開始し、7日～10日程度かけ、段階的に工事規模を拡大します。

### 【事例】

#### 【場所】

兵庫県新温泉町諸寄 林道池ノ尾線

#### 【環境配慮の内容と方法、工法】

- ・ 林道開設予定箇所付近でクマタカの生息が確認されたため、モニタリングと併せて工事を慎重に実施している。
- ・ 生息地（営巣地）から離れた箇所から工事を開始（遠隔地から始め、モニタリングで様子をみながら工事場所を近づけていく）。
- ・ 樹木の伐採や機械の稼働などを段階的に実施していく（伐採による環境の改変や機械音などが発生する際には、モニタリングによりクマタカの様子を確認しつつ、工事を進めていく）。
- ・ その他、工事の工程を一部変えるなど、クマタカの保全に配慮した取り組みを行っている。

留意点

- ・ 事業実施箇所に応じた配慮マニュアルを作成し、現場作業員への配慮事項の徹底を行うことが望ましい。
- ・ モニタリング調査を実施し、状況の変化に適時対応できる体制づくりを検討することが望ましい。

参考資料	1 「解説 配慮事項の事例と具体的な考え方 北海道環境配慮指針〔公共事業編〕 一道が行う公共事業環境配慮ガイドライン」北海道
------	----------------------------------------------------------------